

## [別紙]

### 「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」について（概要）

#### 1. 改正の趣旨

毒物及び劇物については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第2条第1項及び同条第2項において、法別表第一及び別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいうと規定し、法別表第一及び別表第二においては、それぞれの表に掲げる物のほか、政令で定めるものと規定している。

毒物の指定等に係る薬事・食品衛生審議会答申（令和2年3月17日）を踏まえ、新たに2物質を毒物に、14物質を劇物に追加するとともに、3物質を劇物から除外するため、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号。以下「令」という。）について、所要の改正を行うもの。

#### 2. 改正の概要（令第1条及び第2条関係）

（1）次に掲げる物を新たに「毒物」に指定する。

- 1）酸化コバルト（ ）及びこれを含有する製剤 【CAS番号 1307-96-6】
- 2）ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤 【CAS番号 683-18-1】

（2）次に掲げる物を新たに「劇物」に指定する。

- 1）1 - アミノプロパン - 2 - オール及びこれを含有する製剤。ただし、1 - アミノプロパン - 2 - オール4%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 78-96-6】
- 2）2 - イソプトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2 - イソプトキシエタノール10%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 4439-24-1】
- 3）オキシラン - 2 - イルメチル = メタクリラート及びこれを含有する製剤 【CAS番号 106-91-2】
- 4）1 - クロロ - 4 - ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤 【CAS番号 100-00-5】
- 5）2 , 4 - ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤 【CAS番号 120-83-2】
- 6）ノニルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフエノール1%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 25154-52-3】
- 7）1 - ビニル - 2 - ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、1 - ビニル - 2 - ピロリドン10%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 88-12-0】
- 8）ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤 【CAS番号 12125-01-8】
- 9）ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム6%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 7681-49-4】
- 10）ベンゼン - 1 , 4 - ジカルボニル = ジクロリド及びこれを含有する製剤 【CAS番号 100-20-9】
- 11）ベンゾイル = クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル = クロリド0.05%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 98-88-4】
- 12）メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸0.5%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 75-75-2】

13) 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤 【CAS番号 16721-80-5】

14) 硫化ナトリウム及びこれを含有する製剤 【CAS番号 1313-82-2】

(3) 次に掲げる物について、既に有機シアン化合物及びこれを含有する製剤として指定されている「劇物」から除外する。

1) 4 - エチルオクタ - 3 - エンニトリル及びこれを含有する製剤 【CAS番号 29127-85-3】

2) 3 , 4 - ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤 【CAS番号 22884-95-3】

(4) 次に掲げる物について、既に「水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム一水和物0.3%以下を含有するものを除く。」として指定されている「劇物」から除外する。

水酸化リチウム一水和物0.5%以下を含有する製剤 【CAS番号 1310-66-3】

### 3. 公布日等

公布日：令和2年6月中旬（予定）

施行期日：令和2年7月1日

※ 2. (3) 及び (4) については公布の日。

### 4. 経過措置

(1) 本政令の施行の際、新たに毒物又は劇物に指定した物を、現に製造・販売等している者については、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業に係る法第3条、第7条及び第9条の規定は、令和2年9月30日（公布の日から3か月後）までの間は、適用しないものとする。

(2) 本政令の施行の際、新たに毒物又は劇物に指定した物のうち、現に存するものについては、毒物又は劇物に係る法第12条第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の必要事項の表示の規定は、令和2年9月30日（公布の日から3か月後）までの間は、適用しないものとする。